

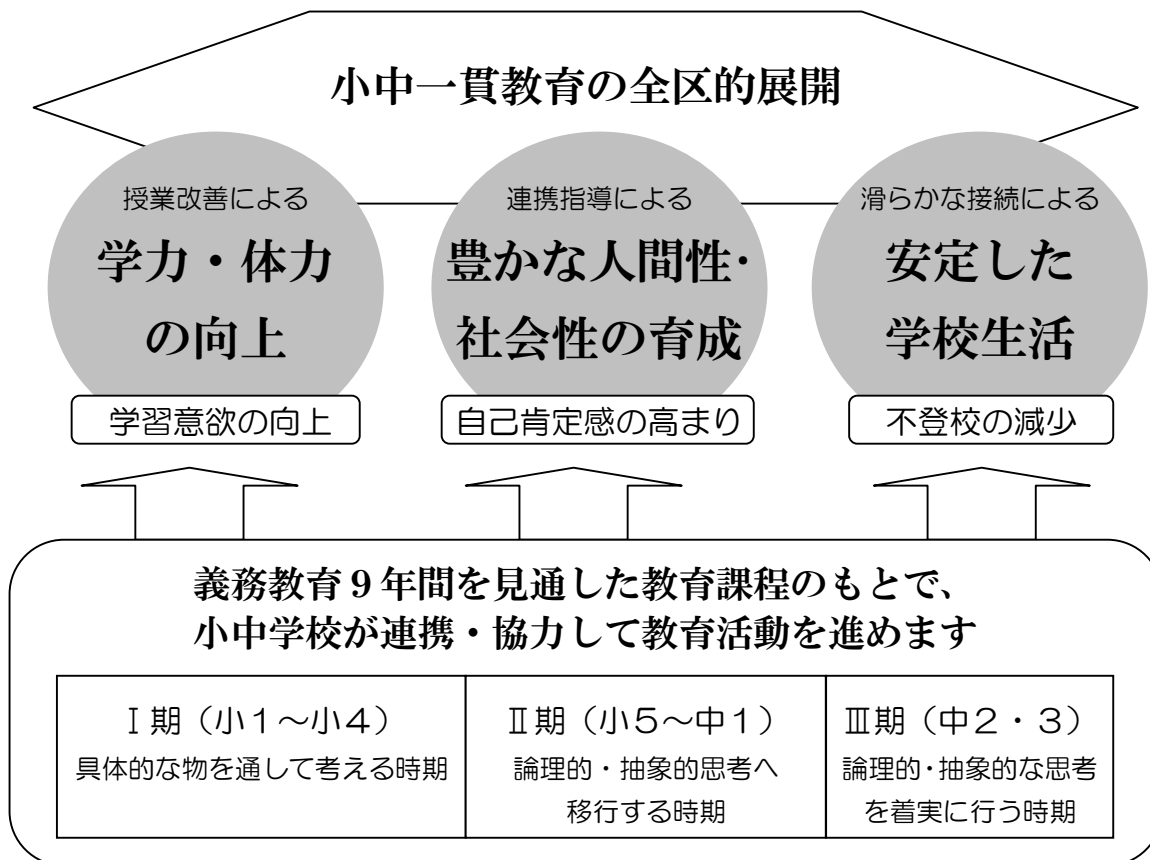
第3章 小中一貫教育の全区的展開に向けて

① 全区的展開の必要性

「基本方針」では、小中一貫教育校設置後の展開について、「小中一貫教育校の取組とその成果については、情報提供、研究発表、人事交流等を通じて、他の小中学校における継続的な指導のあり方や課題解決等に生かし、練馬区すべての小中学校における教育活動と指導の質的向上を図っていきます」としています。

現在、小中一貫教育校「大泉桜学園」以外の小中学校においては、小中学校の校舎が離れていることから、児童・生徒の移動を伴う交流を頻繁に行うことが困難です。しかしながら、子供たちの学力・体力の向上や豊かな人間性・社会性の育成、安定した学校生活をめざして、義務教育9年間を見通した教育課程のもとで、小中学校が連携・協力して教育活動を進めていく必要性に変わりはありません。

すべての小中学校が、共通の考え方に基づいて連続性・系統性のある教育課程を実践する「小中一貫教育」に取り組むことが求められています。



② 中学校区別協議会を基盤として

(1) 小中学校の通学区域の現状

小学校と中学校の通学区域は、複雑に重なっている地域が多く、一つの中学校の通学区域に小学校の通学区域の全域が包含されていない小学校が 25 校あり、卒業後の指定中学校が 3 校となる小学校が 6 校あります。

通学区域が重なる小中学校において、中学校区ごとに「中学校区別協議会」を構成しています。中学校区別協議会の構成は、中学校 1 校に対して、小学校は 1 校から 6 校まであります。学校間の距離や通学区域の重なり具合もさまざまです。(巻末資料 3～6 参照)

また、平成 17 年度から、区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりをめざし、保護者と生徒の意思を尊重する制度として「学校選択制度」を実施しています。この制度は、現行の通学区域制度を維持しながら、各校の受入可能人数の範囲で、保護者と生徒自身が入学希望校を選ぶことができるものです。

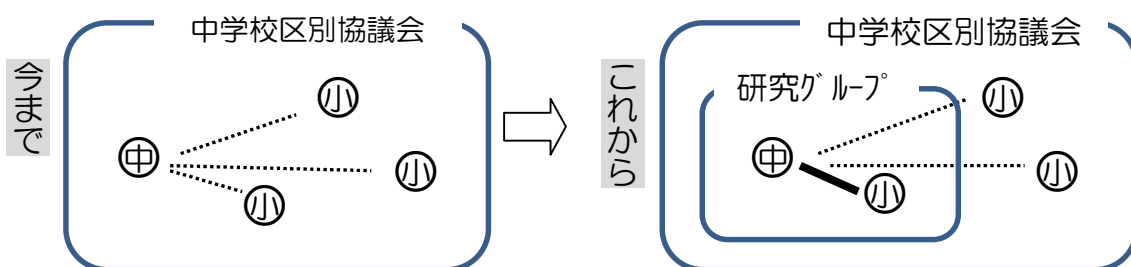
(2) 研究グループを各中学校区に

従来から、中学校区内の小中学校において、さまざまな連携の取組が行われています。今後の小中一貫教育の取組においても、これまでの成果を生かし、中学校区別協議会を構成する小中学校を基盤として取り組んでいくこととします。

また、平成 23 年度から、研究グループ (10 グループ 22 校) において、教科等学習指導における連携 (2 教科以上の「課題改善カリキュラム」の作成・実施) の研究が始まっていますが、今後はこれらの成果を踏まえて研究グループを拡大していくこととします。こうした取組では、定期的に小中学校の教員が顔を合わせる必要があり、予め小中学校の組合せを決めておかなければ、進めていくことが困難です。その際、中学校 1 校に対して、連携先となる小学校 1～2 校で始めるほうが連携しやすいと考えられます。

そこで、中学校区内の小中学校が多様な組合せで実施している連携の取組を充実・発展させる一方、教科等学習指導における連携の研究を始める小中学校の組合せとして、研究グループを段階的に各中学校区に指定していくこととします。

なお、研究グループを決めるにあたっては、まず中学校区内の小中学校で協議して組合せを決めます。中学校区内で組合せが決まった小中学校に対して、教育委員会が 2 年間の研究グループとして指定します。



(3) 研究グループの取組

研究グループでは、小中一貫教育の推進組織を設置するとともに、小中学校の連携を中心となって進める小中連携推進教員（連携クリエイター）を各小中学校に1名置きます。小中連携推進教員（連携クリエイター）は、推進組織の会議の事務局や、小中合同研修会の運営、乗り入れ授業の準備、児童・生徒の交流の日程調整や実施計画の作成などの役割を担います。

研究内容としては、2教科以上の「課題改善カリキュラム」を作成し、実施することが一つの柱になります。「課題改善カリキュラム」を作成するためには、まず研究グループにおける児童・生徒の学力の状況や授業の様子を把握する必要があります。そして、次のような視点に基づいて、小中学校教員が課題に応じたカリキュラムを作成し、実施していきます。

視点1 目の前の子供たちの課題を解決するためのカリキュラムとする

視点2 II期（小中の接続期）における指導を重視する

視点3 児童生徒の状況や学力などに即して、指導内容の重点化を工夫する

「課題改善カリキュラム」の作成とともに、児童・生徒や教員の計画的・継続的な交流や、「小中一貫教育資料」の活用、指導方法における連携、特別支援教育における連携などについても、それぞれの小中学校の実情にあわせて実施していきます。

(4) 中学校区内の小中学校における学習指導上の連携の充実

現在、中学校区別協議会は、年に一度、教育委員会が設定した日に、通学区域が重なる小中学校の教員が集まり、授業参観や生活指導上の情報交換・協議などを行っています。今後は、中学校区別協議会の開催回数を生活指導中心と学習指導中心の2回に増やし、学習指導上の情報交換・協議や研究グループにおける研究成果の共有の場とします。研究グループにおける「課題改善カリキュラム」の学習指導案などを報告したり、「課題改善カリキュラム」による授業を参観して意見交換したりすることにより、研究グループに入っていない小学校「(仮称)小中一貫教育連携校（以下「連携校」という）」においても、「課題改善カリキュラム」の視点や考え方を生かしていきます。

また、4つの教育課題に着目して作成された「小中一貫教育資料」については、区立中学校入学者が、卒業した区立小学校に関わらず、9年間を見通した指導を受けられるように、すべての小中学校で活用していくこととします。

なお、中学校区内の小中学校では、従来から連携の取組として、部活動体験、生徒会による中学校紹介、小学生の一日体験入学、体験授業、運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加などさまざまな連携の取組が実施されてきました。これらの取組も引き続き継続・充実させていくことが必要です。

< 中学校区内の小中学校における取組例（平成 22 年度） >

※巻末資料 7 参照

- 中学校での小学生の部活動体験（中学校 27 校）
- 生徒会による中学校紹介（中学校 17 校）
- 小学生の中学校体験授業（中学校 12 校）
- 運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加（中学校 11 校 小学校 8 校）

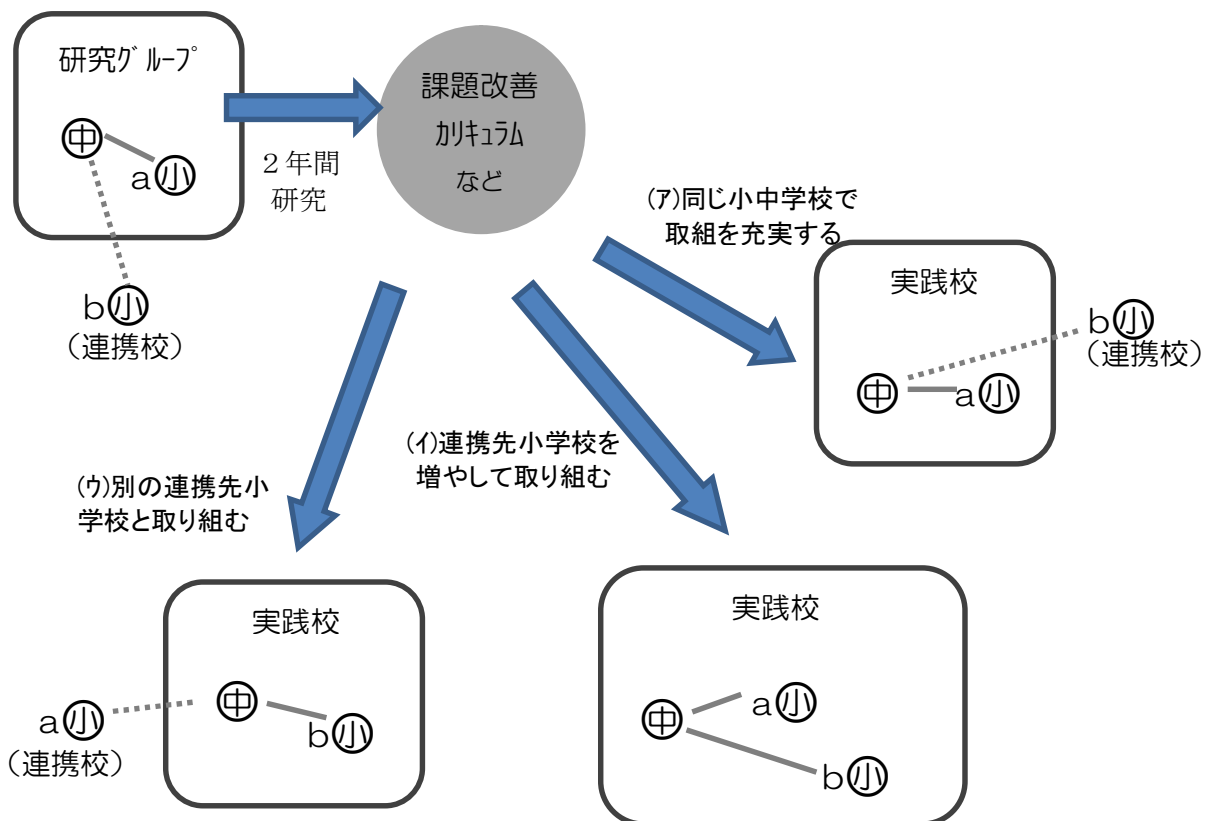
(5) 研究グループから（仮称）小中一貫教育実践校へ

研究グループは、2年間の研究期間終了後、（仮称）小中一貫教育実践校（以下「実践校」という）として、「課題改善カリキュラム」の実施など学習指導上の連携を進めます。実践校の組合せは固定的なものではなく、

- ア 同じ連携先小学校との取組を充実する
- イ 中学校区別協議会内の他の小学校を加えて連携先小学校を増やす
- ウ 連携先小学校を変更する

など、研究グループの意向を踏まえ、状況に応じて拡大・変更していく流動的なものとして考えていきます。

< 研究グループから実践校への移行例（1中1小による研究グループの場合） >



(6) 実践校等における発展的な取組

研究グループや実践校での取組を定期的に実施して効果を定着させるため、条件が整う場合には、次のような発展的な取組を行います。

① 定期的な乗り入れ授業

小中学校教員による乗り入れ授業を週に一回程度、定期的を実施します。小中学校教員が協力して子供たちを指導することで、小学校教員と中学校教員が互いの専門性を高めることができ、学習面で小中学校の接続を滑らかにするための工夫が図られて授業改善につながります。このことにより、学力や体力の向上が図られるとともに、小学生が中学校の学習へのつながりを意識できるようになったり、中学校教員の指導の仕方や雰囲気を理解したりといった効果も期待できます。

先行自治体では、非常勤講師を加配して、通年で乗り入れ授業を実施している事例があります。乗り入れ授業を定期的に実施するには、授業時間や移動・打合せの時間を確保するための体制づくりが必要です。

② 5・6年生の中学校校舎での定期的な活動

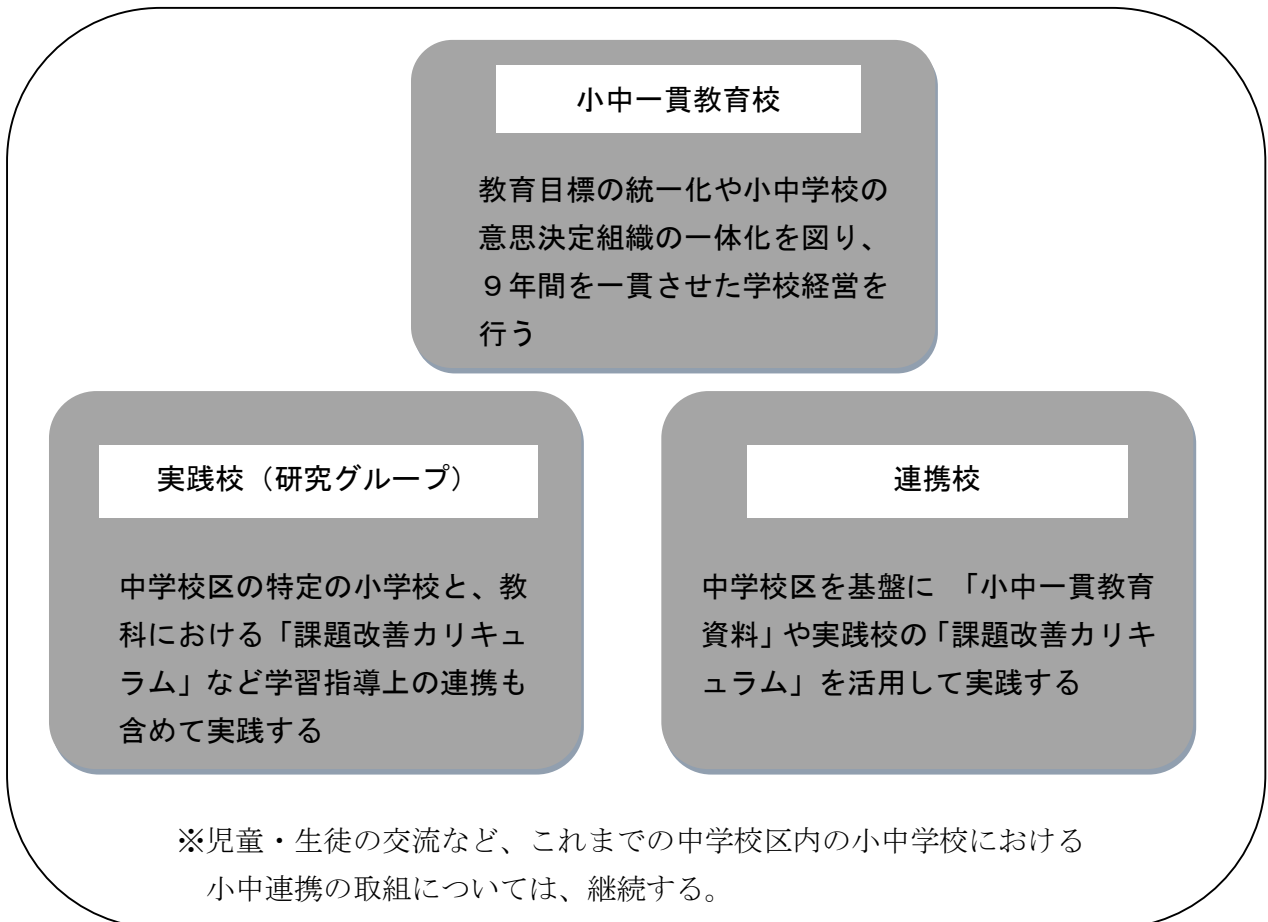
小学生が中学校校舎で定期的に授業を受けたり、放課後に部活動に参加したりします。このことで、早い段階から中学校生活に慣れる効果が期待できます。異年齢集団活動（小中学校合同行事など）や小中学校教員の相互協力による指導などを行う場合に、児童・生徒や教員の移動時間が必要となることから、先行自治体では、5・6年生が週1回、全日、中学校校舎で授業などを受けている事例があります。

3 施設分離型小中一貫教育校

先行自治体では、小中学校の施設が離れた学校においても「施設分離型小中一貫教育校」と位置付けている場合があります。実践校における具体的な取組を積み重ねた小中学校が、施設分離型小中一貫教育校となり、教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図って学校経営を行うことで、より組織的・継続的に小中一貫教育を進めることが期待できます。

施設分離型の小中一貫教育校では、小中学校それぞれに校長が任命されます。複数の校長、複数の学校組織があるなかで、統一的・一体的な学校経営を進めていくためには、小中一貫教育校としての意思決定を行うための仕組みが必要となります。先行自治体における施設分離型の小中一貫教育校では、意思決定方法として、「小中学校の校長の中から、代表の校長を決める場合」と「合議制の意思決定機関を設置する場合」の2つのタイプが見られます。練馬区においては、施設分離型の小中一貫教育校を設置する際に、構成する小中学校の状況を踏まえて決めるのが望ましいと考えます。

<練馬区における小中一貫教育の形>



4 教育委員会の役割

(1) 教員交流の推進

① 校区別協議会の活用

現在の年1回から、年2回に増やして実施します。従来の生活指導主任会を中心にした運営に加えて、新たな運営方法を工夫していきます。

② 校長会・副校長会・管理職研修・各種担当教員研修の活用

管理職をはじめ、年間を通じて、小中学校が互いに理解を深める時間を設定するよう工夫します。職層に応じた研修会も、9年間を見通した内容をより一層意識して計画します。

③ ICTの活用

校務の情報化により、教員のスケジュール調整や情報共有などが円滑になります。

(2) 小中一貫教育の啓発

① 研究発表会（(仮称)小中一貫教育ねりまフォーラム）

研究グループや小中一貫教育校での取組の発表会を開催します。

② 情報発信

保護者や地域の方の小中一貫教育に関する理解が深まるように、啓発リーフレットの配布やホームページでの情報発信を積極的にしていきます。

(3) 小中一貫教育推進のための資料配布や助言

① 小中学校の教科書等の配布

教科連携のため、各教科の小中一貫教育カリキュラム基準のほか、小学生の教科書を中学校に、中学生の教科書を小学校に配布します。

② 学識経験者や指導主事による助言

教育課程連携の進め方や課題改善カリキュラムの作成について、学識経験者や指導主事から各学校の状況にあった継続的な助言が受けられる体制をつくります。

(4) 連携のための人的な仕組みづくり

① 小中連携推進教員（連携クリエイター）の育成

各小中学校において連携の核となる小中連携推進教員（連携クリエイター）を育成する研修会を設けます。

② 連携クリエイター活動および乗り入れ授業を進めるための体制づくり

小中連携推進教員（連携クリエイター）の活動および継続的な乗り入れ授業を行うため、先行自治体では加配された非常勤講師が授業や校務分掌の補助などを行っています。練馬区においても、小中一貫教育推進のための人員確保を検討していきます。

5 改修・改築時の施設整備

(1) 校舎の改修・改築に際して、検討する事項

練馬区では、昭和 30 年代に児童・生徒の急増に伴い、多くの校舎が新築・改築されました。それらの校舎は築 40～50 年を経過しており、校舎の老朽化が進んでいます。今後、計画的に校舎の改築を進めていくこととなりますが、改築の際には、小中学校校舎の一体化について検討することが必要です。

学校敷地や小中学校の距離、通学区域の状況などにより、校舎の一体化が難しい場合には、小中一貫教育を進めるための施設整備について検討する必要があります。

(2) 小中一貫教育を進めるために考えられる施設整備

小中一貫教育を進めるために有効な施設としては、次のようなものが考えられます。今後、校舎の改修・改築の時期にあわせて整備していくことが望まれます。

① 異年齢集団活動（小中学校合同行事など）に必要な施設

可動式の仕切りで広さを調節できる教室や多目的スペース、ランチルームなど

② 小中学校教員の相互協力による指導（乗り入れ授業）に必要な施設

乗り入れ授業を行う教員用の机・教材教具用のスペースなど

③ 小学生の中学校校舎での活動に必要な施設

ア 普通教室

連携先小学校の 5・6 年生が中学校で授業を受ける教室

イ 職員室・更衣室（ロッカー）

小学生担任等の教員のスペース

ウ その他のスペース

(ア) 来校する小学生用の下駄箱スペース

(イ) 小学校の理科の実験器具、音楽で使う楽器などを収納するスペース

(ウ) 異学年の交流スペース（ランチルームやオープンスペースなど）

④ 5 年生から参加できる部活動に必要な施設

小学生が参加できる余裕のある体育館、練習設備など